

令和7年度 第9回天童市農業委員会総会 会議録

令和7年12月15日（月）午後3時 第9回天童市農業委員会総会を市役所5階大会議室に招集した。

1 出席委員

1番	仲野 真	2番	齋藤 照一
3番	五十嵐 晋	4番	清野 貢市
5番	矢野 美佐子	6番	今野 滋
7番	三宅 藤義	8番	高橋 昭義
10番	大石 吉隆	11番	山崎 紀子
12番	小川 晋	13番	武田 仁
14番	五十嵐 慶一	15番	須藤 隆司
16番	富樫 秀幸	17番	松田 康政
18番	荒沢 亨	19番	佐藤 悦雄

2 欠席委員

9番 白田 好之

3 出席事務局職員

事務局長	花輪 達也	事務局長補佐	澤 章子
行政主査	浅井 宏一郎	副主任	小川 順一
主事	海老名 美咲		

4 議事日程

第1 農業委員憲章朗読

第2 開 会

第3 議事録署名委員の指名

第4 委員長報告

農地常任委員長

広報編集委員長

第5 事務処理報告

「行事報告」

「地目変更登記申請等に係る非農地証明並びに登記官からの照会への回答について（報告）」

「農地改良（畑地への変更等）届出受付状況報告書」

「農地法第3条の3の規定による届出受付状況報告書（相続等）」

「農地法第4条の規定による農地転用届出書の受理について」

第6 議 事

承認第13号 農地法第18条第6項の規定による通知について

承認第14号 農地の使用貸借の合意解約について

議第27号 農地法第3条の規定による許可について

議第28号 農地法第5条の規定による許可について

議第29号 令和7年度第8回農用地利用集積等促進計画に対する意見について

第7 閉 会

5 議 事 録

午後3時 開会

議 長 　　ただ今より、去る12月8日付け天童市農業委員会告示第13号をもって招集した、令和7年度第9回天童市農業委員会総会を開会します。

　　本日の総会に欠席の委員は、

　　9番 白田 好之 委員

　　以上1名であります。本日の総会への出席委員数は、委員19名中、18名で定足数に達しておりますので、ただちに会議を開きます。

　　本日の議事進行は、総会資料を事前に配付しておりますので、日程第5の事務処理報告は読上げを省略し、日程第6の議事のうち承認第13号、議第27号及び議第29号は、集約説明とします。

　　本日の議事進行について、このように取り扱うことに御異議ございませんか。

　　(異議なしの声)

議 長 　　御異議ございませんので、そのように取り扱うことに決定しました。

---

議 長 　　日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

　　8番 高橋 昭義 委員

　　10番 大石 吉隆 委員

　　両委員にお願いします。

---

議 長 日程第4 委員長の報告を求めます。初めに、小川晋農地常任委員長。  
小川委員 はい。本日午前10時より、第5回農地常任委員会を開催いたしました。農地法第5条に基づく許可が取得されないまま土地の所有権が移転された案件について、現地確認及び協議を行っております。以上、報告します。

議 長 次に、五十嵐慶一広報編集委員長。  
五十嵐委員 はい。本日12月15日午後1時30分より、第3回広報編集委員会を開催いたしました。内容は、3月に発行する農委広報第132号の編集についてです。内容については、県農業委員会大会・農業振興懇談会、この間行った行政視察などの活動報告を掲載する予定です。原稿は、三宅藤義運営委員長・小川晋農地常任委員長・武田仁農業振興常任委員長職務代理・五十嵐晋委員・齋藤照一委員に依頼させて頂きたいと思しますので、よろしく申し上げます。

---

議 長 日程第5 事務処理報告を求めます。花輪事務局長。  
事務局長 はい。総会次第の1ページ、事務処理報告を御覧ください。  
11月13日開催の令和7年度第8回総会后、本日の総会までの事務処理状況となっております。御確認をお願いいたします。  
続きまして、総会資料を御覧ください。  
1ページ、「地目変更登記申請等に係る非農地証明並びに登記官からの照会への回答について（報告）」でございます。件数3件、合計面積338.80㎡でございます。  
続きまして2ページ、「農地改良（畑地への変更等）届出受付状況報告書」でございます。件数1件、面積367㎡でございます。  
続きまして4ページから7ページまでを御覧ください。「農地法第3条の3の規定による届出受付状況報告書（相続等）」でございます。件数18件、合計面積141,829.15㎡でございます。  
続きまして8ページを御覧ください。「農地法第4条の規定による農地転用届出書の受理について」でございます。件数1件、面積442㎡で

ございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま事務局長から事務処理報告がありました。皆様から質問等  
はございませんか。

山崎委員 　　はい。

議 長 　　山崎委員。

山崎委員 　　6、7ページの15、16番の届出者が両方とも■■■■■さんなのに、  
被相続人が15番は■■■■■さん、16番は■■■■■さんと違っているのは何故ですか。

事 務 局 　　はい。■■■■■さんが■■■■■さんの祖父で、■■■■■さんが父であるが、相続  
の手続きの終わっていない■■■■■さん名義の畑と■■■■■さん名義の畑を  
同時に相続したため、このようになりました。

山崎委員 　　ありがとうございます。

議 長 　　そのほか、何かございませんか。

（質問なし）

以上で、事務処理報告を終了します。

---

議 長 　　日程第6 議事に入ります。

承認第13号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を  
上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　承認第13号、農地法第18条第6項の処理状況について申し上げます。  
貸人の都合によるもの6件、借人の都合によるもの3件、合計9件  
です。合計面積が28,524㎡となっております。以上で説明終わります。

議 長 　　ただいま説明がありました。皆様から質問等はありませんか。

（質問なし）

議 長 　　お諮りいたします。

承認第13号は、通知のとおり承認することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

議 長 　　御異議なしと認め、承認第13号は承認することに決定しました。

---

議 長 　　承認第14号「農地の使用貸借の合意解約について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局 はい。承認第14号、農地の使用貸借の合意解約について申し上げます。今回は1件でありまして、畑2,608㎡で、理由は耕作目的で別の者へ貸し付けるという理由でありまして、本日の議第27号に貸付の議案が載っております。以上です。

議長 ただいま説明がありましたが、皆様から質問等はございませんか。  
(質問なし)

議長 お諮りいたします。  
承認第14号は、通知のとおり承認することに御異議ございませんか。  
(異議なしの声)

議長 御異議なしと認め、承認第14号は承認することに決定しました。

---

議長 議第27号「農地法第3条の規定による許可について」を上程します。

清野委員 はい。関連がありますので退室します。  
(清野委員 退室)

議長 事務局の説明を求めます。

事務局 はい。議第27号、農地法第3条の処理状況について申し上げます。今回は、所有権を移転するものにつきましては、売買が4件、贈与が1件の計5件で、17,108㎡の面積となっております。次に賃貸借権の設定・移転についてですが、設定については23件、66,876㎡、移転については1件で6,127㎡となっております。次に使用貸借権を設定・移転するものについては、設定が5件で22,415.10㎡となっております。以上で説明を終わります。

議長 続いて、地区担当農業委員の説明を求めます。  
1番、仲野委員。

仲野委員 はい。私のほうから1番と2番、説明させていただきます。1番は、受人の■■■■さんは大規模に農業やっております、これから地域を担っていく若者でありますので、問題ないと思われまして。2番の■■■■さんは兼業農家ではありますが、こちら47歳で親が農家してまして、今回規模拡大して増やしていくということで地元の理事も大丈夫だ

ろうということでしたので問題ないと思われま。御審議のほどよろしく  
お願いします。

議 長 3番、齋藤委員。

齋藤委員 はい。3番から私の担当8番まで説明申し上げます。3番、  
さん、受人のさん、契約期間の更新でありますので問題はない  
と思います。続きまして4番、さんとさんは親子の関  
係でありますので問題はないと思います。続きまして5番はさん  
さん、受人のさんは契約期間の更新ということになります。問題  
はありませんのでよろしく。6番、さん、受人が  
さん、これも事由のとおり問題はありません。7番、  
さん、受人がさん、これも事由のとおり問題はありません。  
8番、さん、受人がさん。さんの畑に隣接を  
しているさんの畑になりますので、事由のとおりいずれも問題はない  
と思われま。よろしく。

議 長 9番から13番まで白田委員ですけれども、今日欠席のため、私が報  
告をいたします。調査した結果、何も問題ないというふうに思われま  
ので、御審議をよろしく。

14番から16番までが私の担当ですので、報告をいたします。

3件とも調査した結果何も問題ないと思われま。御審議よろしく  
お願いします。

議 長 17番、大石委員。

大石委員 はい。17番から21番までになりますけれども、全案とも何ら問題  
ないというふうに思われま。よろしく御審議お願いします。

議 長 22番、荒沢委員。

荒沢委員 22番の件ですけれども、受人のさんのほうに電話確認をし  
まして、間違いなく畑を作っていくと確認しましたので、問題ないと思  
いますのでよろしく。

議 長 23番、松田委員。

松田委員 はい。私のほうからは23番、24番について御説明させていただきます。  
23番、受人のさんは真言宗総本山丹法山の住職であり

ます。丹法山の社寺の南側にある田んぼを今回売買という案件になります。問題ないかと思われます。また24番については、従前集積事業で■■■■さんが借りていた分を、今度は3条での借り換えということになります。何ら問題はないと思われます。よろしくお願ひいたします。

議 長 25番、小川委員。

小川委員 はい。25番、26番、27番、28番まで私の担当です。全番号とも受人が■■■■さんということで、道満でも優秀な後継者ということでやっております。28番の■■■■さんは親で、■■■■さんが子になっております。他25、26、27は遊休農地化した畑を借りていただくということになっております。よろしくお願ひします。

議 長 29番、五十嵐慶一委員。

五十嵐慶一委員 はい。受人の■■■■さんは、この経営内容を見てもらってもわかるように、他の人の田畑をだいぶ作ってる方なので大丈夫だと思います。よろしくお願ひします。

議 長 30番、富樫委員。

富樫委員 はい。渡人の■■■■さんは、今年の2月に旦那さんを亡くして、今一人暮らしの高齢者でございます。遊休農地化してございまして、それを隣地を耕作している認定農業者の■■■■君が借りるということで問題ないという風に思ひます。

議 長 31番、今野委員。

今野委員 はい。31、32、33が担当ですので御説明申し上げます。まず31番、受人の■■■■さん。脱サラして6、7年前に新規就農された方で、今若手農家で頑張ってる方なので問題ないと思ひます。それから32番、33番の受け手の■■■■さん、この方も5、6年前に新規就農しまして、周りの遊休農地化するようなところをあえて借りていただいて、今は4haくらい果樹畑を栽培してる方なので問題ないと思ひます。以上です。

議 長 34番、武田委員。

武田委員 はい。34番の案件でございますが、渡人の■■■■さんは85歳と高齢でして、ぶどうを作れないということで、今年新規就農された■■■■さ

んにお伝えしたところ、快く畑を借りるということになりまして、そういった経緯でございます。何ら問題ないかと思われま。よろしくお願  
いします。

議 長 　　ただいま説明がございましたが、皆様から質問等はございませんか。  
（質問なし）

議 長 　　お諮りいたします。  
議第27号は、申請のとおり許可することに御異議ございませんか。  
（異議なしの声）

議 長 　　御異議なしと認め、議第27号は、許可することに決定しました。  
（清野委員 入室）

---

議 長 　　議第28号「農地法第5条の規定による許可について」を上程します。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　はい。議第28号、農地法第5条の規定による許可について説明しま  
す。総会資料の24ページを御覧ください。

番号1番、大字干布字出田原 ■■■■■、地目 台帳・現況ともに畑。  
面積331㎡。農地区分 1種。借人、貸人については総会資料のとおり  
です。契約内容 使用貸借権。使用目的は専用住宅です。総会資料の  
25ページに今回の申請地の案内図を添付しておりますので御確認く  
ださい。説明は以上です。

議 長 　　続いて、地区担当農業委員の説明を求めます。  
富樫委員。

富樫委員 　　はい。貸人、借人、■■■■さんと■■■■さんは親子関係でございます。  
当農地は1種農地でございますけれども、集落に接続して住宅を建設す  
る場合に該当すると思われま。ので、1種農地ではありますが、やむを  
得ないものではないかなというふうに考えま。

議 長 　　続いて、調査会委員の説明を求めま。  
五十嵐 晋委員。

五十嵐晋委員 　　はい。去る12月5日、調査会において私と清野委員と調査をいたし  
ました。先ほど富樫委員からも説明もあ。ったように、住宅続きというこ

とでやむを得ないかなというかたちだったので、問題ないと思われ  
ます。  
以上になります。

議 長 ただいま説明がございましたが、皆様から質問等はござい  
ませんか。  
（質問なし）

議 長 お諮りいたします。  
議第28号は、申請のとおり許可することに御異議ございませ  
んか。  
（異議なしの声）

議 長 御異議なしと認め、議第28号は許可することに決定しま  
した。

---

議 長 議第29号「令和7年度第8回農用地利用集積等促進計画に  
対する意見について」を上程します。

五十嵐晋委員 はい。関連ございます。  
（五十嵐晋委員 退室）

議 長 事務局の説明を求めます。

事 務 局 はい。議第29号、令和7年度第8回農用地利用集積等  
促進計画に対する意見について、御説明いたします。総会資料の26  
ページを御覧ください。農地中間管理事業の推進に関する法律第19  
条第2項の規定により農用地利用集積等促進計画の権利設定をす  
るため、同条第3項の規定により、当農業委員会に意見の求めがあ  
ったものです。27ページから32ページが権利の設定の詳細です。続  
いて、総会の次第の4ページを御覧ください。設定する権利の内容を  
集約したものです。新たに利用権を設定するものについては、合  
計面積66,575㎡、出し手13件、受け手6件、筆数は33件です。次  
に、利用権を再設定するものについては、合計面積23,671㎡、出  
し手6件、受け手4件、筆数は14件です。所有権を移転するもの  
については、合計面積8,531㎡、出し手2件、受け手1件、筆数は  
6件です。説明は以上です。よろしく願いいたします。

議 長 ただいま説明がありましたが、皆様から質問等はござい  
ませんか。  
（質問なし）

議 長 お諮りいたします。

議第29号は、原案のとおり権利設定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 御異議なしと認め、議第29号は、原案のとおり権利設定することに「異議なし」として意見をすることに決定しました。

(五十嵐晋委員 入室)

今総会の案件の中で、条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに了承くださるよう願います。

---

議長 本日の議事はすべて終了しました。

以上をもちまして、令和7年度第9回天童市農業委員会総会を閉会します。

午後3時30分 閉会

---